

応答が見られる場合。

なお、上記のほか次に掲げる項目に関して知見が得られている場合は、当該項目をも参考にして判定を行う。

- イ 中毒徴候の発現時間、重篤度並びに器官、組織における障害の性質と程度
- ロ 吸収・分布・代謝・排泄動態・蓄積性及び生物学的半減期
- ハ 生体内代謝物の毒性と他の物質との相互作用
- ニ 感作の程度
- ホ その他

(2) ヒトにおける知見

ヒトの事故例等を基礎として毒性の検討を行い、判定を行う。

(3) その他の知見

化学物質の反応性等の物理化学的性質、有効な *in vitro* 試験等における知見により、毒性、刺激性の検討を行い、判定を行う。

(4) 上記(1)、(2)又は(3)の判定に際しては次に掲げる項目に関する知見を考慮し、例えば、物性や製品形態から投与経路が限定されるものについては、想定しがたい暴露経路については判定を省略するなど現実的かつ効率的に判定するものとする。

- イ 物性（蒸気圧、溶解度等）
- ロ 解毒法の有無
- ハ 通常の使用頻度
- ニ 製品形態

(5) 毒物のうちで毒性が極めて強く、当該物質が広く一般に使用されるか又は使用されると考えられるものなどで、危害発生の恐れが著しいものは特定毒物とする。

2) 毒物劇物の製剤の除外に関する考え方

以下略

9 特定農薬（特定防除資材）について

特定農薬は、改正農薬取締法第2条第1項において「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義付けられている。現在、「エチレン」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」が指定されている。

特定農薬（特定防除資材）として指定された資材

（特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について
平成 26 年 3 月 28 日 25 消安第 5776 号 環水大土発第 1403281 号より抜粋
（改正：平成 26 年 11 月 25 日））

1) エチレン

(1) エチレンの範囲について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 14 にのっとり表示又は工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条に基づく日本工業規格 Z7253 に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

(2) 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ：エチレン濃度 4～20ppm、貯蔵期間中、常時所定の濃度を保つ（貯蔵庫内の温度は 8℃程度）。 ・バナナ：エチレン濃度 300～1,000ppm、処理時間 24 時間（貯蔵庫内の温度は 13～19℃程度）。 ・キウイフルーツ：エチレン濃度 10ppm 程度、処理時間 10～12 時間程度（貯蔵庫内の温度は 15～20℃程度）。 <p>（使用場所はいずれの作物も貯蔵庫内）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。

2) 次亜塩素酸水

(1) 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。

以下「電解次亜塩素酸水」という。）の範囲について

次に掲げる水溶液であって、pH6.5 以下、有効塩素 10～60mg/kg のものとする。

- 一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液
- 二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液

(2) 参考となる対象病虫害等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病虫害等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
電解次亜塩素酸水	殺菌剤 (散布用)	・きゅうりのうどんこ病 ・いちごの灰色かび病	・生成直後の電解次亜塩素酸水を 200L/10a 散布。 ・生成直後の電解次亜塩素酸水を 1.5～2L/株 散布。	・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は、時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、製造後は速やかに使用すること。 ・有隔膜電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の水溶液の排水処理は、日本電解水協会が作成した使用マニュアル等を参考に、他法令を踏まえ適切に実施すること。 ・酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用すると農作物に酸焼けが生じたり、皮膚等に刺激が生じる事例が確認されているので、日本電解水協会が作成した電解次亜塩素酸水の使用マニュアルに従って使用すること。

3) 重曹

(1) 重曹の範囲について

- 一 食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月 28 日厚生省告示第 370 号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号）にのっとり表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく日本薬局方（平成 23 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 65 号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、

同法及び同告示にのっとり表示がされたもの

- 四 雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年 12 月 1 日通商産業省告示第 672 号）にのっとり表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）K8622 に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JIS にのっとり表示がされたもの
- 六 JIS Z7253 に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

(2) 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
重曹	殺菌剤 (散布用)	・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病	・重曹濃度 0.1%程度に薄めたものを 150～500L/10a 散布。	・にがうりに使用する場合、えらぶ、か交 5 号、チャンピオン、久留米百成 2 号又は吉田系の品種では、薬害が生じた事例がある。

(注) 登録農薬である炭酸水素ナトリウム剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害虫等」を記載。

4) 食酢

(1) 食酢の範囲について

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 13 に基づく加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）及び食酢品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1668 号）にのっとり表示がされたもの

(2) 参考となる対象病害虫等、使用方法及び使用の際の注意点

品目	種類	薬効が認められる対象病害虫等	参考となる使用方法	使用の際の注意点等
食酢	殺菌剤 (種子消毒用)	・稲のもみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病	・酸度 0.1～0.25%程度に薄めたものに 24 時間もみを浸漬。 ※焼酎、糖類と混合したものを使用している事例もある。	・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。

(注) 過去登録のあった酢酸液剤の登録内容を参考に「薬効が認められる対象病害虫等」を記載。

(特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項について
平成 26 年 3 月 28 日 25 消安第 5777 号 環水大土発第 1403282 号より引用)

農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬(通称「特定防除資材」という。)は、平成 14 年の法改正による無登録農薬の製造及び使用等の規制強化に伴い、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかな農薬にまで登録の義務を課すことは過剰規制になるため、同項の登録を必要としないものとして創設された。現在、平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号(特定農薬を指定する件。以下「告示」という。)により指定されている特定農薬の一つに天敵※がある。

天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵の使用(以下「天敵の増殖利用」という。)の際の留意事項について「特定農薬(特定防除資材)として指定された天敵の留意事項について」(平成 21 年 3 月 2 日付け 20 消安第 11885 号・環水大土発第 090302001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。以下「留意事項通知」という。)において指導してきたが、別添の経緯を踏まえ、今般、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び使用等に当たり留意すべき事項を下記のとおり取りまとめた。

貴職におかれては、天敵の使用、増殖又は販売に係る者に対し、関係法令等において定められている農薬の使用、製造及び販売時に遵守すべき事項に加え、天敵の性質に留意し、本通知を踏まえた適切な対応がなされるよう、指導の徹底をお願いする。

なお、これに伴い、留意事項通知は廃止する。

天敵※：昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。)にあっては、当該離島内)で採取されたもの

第 1 指定対象の範囲

法第 2 条第 1 項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物(人畜に有害な毒素を産生するものを除く。)であって、使用場所と同一の都道府県内(離島にあっては、当該離島内。以下同じ。)で採取されたもの(以下「土着天敵」という。)に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の

都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

第 2 土着天敵を使用、増殖及び販売する者が留意すべき事項

法第 2 条第 1 項の規定に基づく、告示に規定するとおり、特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

1 土着天敵の使用について

(1) 法令に基づく遵守事項

土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。

(2) その他の留意事項

土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

2 土着天敵の増殖について

法令に基づく遵守事項

(1) 土着天敵を増殖する者（専ら自己の使用のため増殖する者は除く。以下同じ。）は、法第 10 条の規定に基づき、帳簿を備え付け、これに増殖を行う規模等（土着天敵の名称、増殖数量等）を記載し、少なくとも 3 年間保存すること。

(2) 土着天敵を増殖する者は、法第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、増殖した土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

(3) 土着天敵の増殖を行う場所は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内に限ること。

3 土着天敵の販売について

(1) 法令に基づく遵守事項

[1] 森林経営計画の計画期間が連続するよう、法第 11 条第 5 項の認定を継続して受けることが不可欠となること。

[2] 認定が中断した場合には、猶予期限が確定し、納税猶予税額を利子税と併せて全額納付しなければならないことに鑑み、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するとともに、関連資料を適切に管理するよう森林所有者に対して指導を行うこととする。

[3] 販売者は、法第 10 条に基づき、帳簿を備え付け、これに土着天敵を販売した年月日、販売先及び販売数量を記載し、少なくとも 3 年間保存すること。

[4] 販売者は、法第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき、販売する土着天敵の数量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は誤解の生じるおそれのある名称を用いないこと。

(2) その他の留意事項

- [1] 販売者は、販売先における再増殖の規模等及び再販売の有無を確認すること。
- [2] 増殖した土着天敵を再販売する者は、3(1)及び(2)[1]に定める販売者の管理措置をとること。
- [3] 販売者と販売を受ける者（以下「購入者」という。）は、1から3までに定める管理措置を確実に実施するため、土着天敵の取扱いに関する取決めを書面で締結すること。

第3 その他

- 1 土着天敵の販売について、販売者から法第8条第1項の規定に基づく届出を受けた都道府県は、当該販売者及び購入者に対し、遺漏無く本通知に関する必要な指導を行うこと。
- 2 土着天敵の数量とは、その頭数又は重量を指し、数量を正確に測定することが難しい場合は、その概数で示すこととして差し支えない。
- 3 販売には販売以外の授与を含み、購入には譲受けも含まれる。

10 混合剤の使用について

混合剤を使用する場合には、使用単剤と同一成分の総使用回数に注意する。

11 農薬の系統について

農薬は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤、植物成長調整剤等の大きな分類に加え、化学構造や作用の特徴から複数の系統に分類される（RACコードによって区分される）。同一作用点・作用機構の薬剤を続けて使用すると、病虫害に農薬耐性がついて効果が低下する傾向があり、系統によっては顕著に現れる場合がある。薬剤効果の低下を回避する点からも、RACコードの異なる農薬を輪番（ローテーション）散布する必要がある。